

調査Ⅱ 学校 (小・中・義務教育・高等・特別支援)

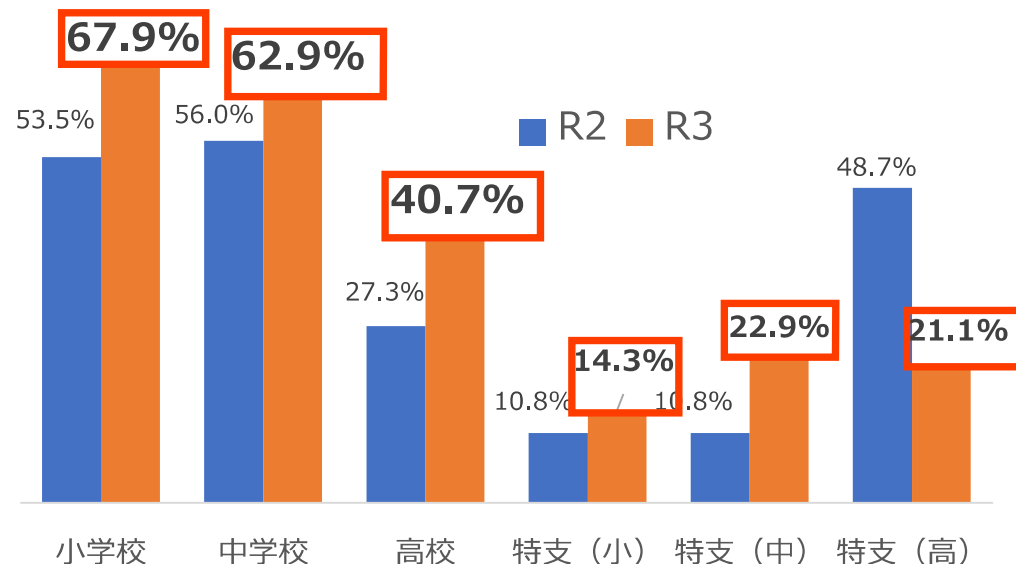
2. 児童生徒のネットトラブル防止のためのルール作成状況

※児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動 (ルールづくり活動)

ルールづくり活動を実施した学校の割合

※ルールづくり活動は、以下①②を満たす活動である。

- ① ネットトラブル防止を目的としたルールを学校で作成すること
- ② ルール作成の際に、児童生徒が主体となった活動 (学級での協議など) を実施すること



ルールづくり活動により作成したルールの主な内容 (割合)

※小・中・高の状況	※複数回答可	小学校	中学校	高校
スマートフォン等の適切な利用や利用時間などについて家庭で定期的に話し合う		56.9%	44.9%	11.7%
インターネット上のいじめ・誹謗中傷はしない		64.6%	60.7%	37.7%
個人情報 (自分、他人) を大切に扱う		62.6%	57.0%	35.8%
インターネット上で知り合った人との付き合い方を家庭で話し合う		31.4%	30.3%	6.2%
インターネット上のいじめやトラブルがあった時には学校や警察等に相談する		46.5%	42.7%	19.8%
ながら使用 (登下校中、食事中など) はしない		24.7%	21.6%	22.8%
校内外問わず勝手に録音や撮影をしない		36.1%	34.6%	17.9%
使用するアプリやサービスは保護者の許可を得て使用する		33.8%	18.5%	1.2%
携帯電話のパスワードを保護者が把握する		16.8%	10.7%	0.6%
適切なフィルタリングを家庭の責任で行う		34.8%	29.5%	6.2%

ルールづくり活動を実施しなかった学校の主な理由 (割合)

※複数回答可	小学校	中学校	高校	特(小)	特(中)	特(高)
ネットトラブルを経験している児童生徒が少ないから	6.7%	2.0%	7.4%	51.4%	51.4%	23.7%
ネットトラブル防止よりも喫緊な課題があり、取り組む時間を確保できなかったから	8.7%	14.0%	18.5%	5.7%	11.4%	15.8%
新型コロナウイルス感染防止の影響で話し合い等の学習活動が制限されたから	13.3%	18.5%	24.7%	2.9%	8.6%	13.2%
その他 (検討中、(特)児童生徒の実態のため 等)	10.1%	9.0%	16.0%	31.4%	22.9%	34.2%

- ルールづくり活動を実施した学校の割合は、**ほとんどの学校種で増加**した。
- ルールづくり活動を実施しなかった理由として、小・中学校、高校では新型コロナウイルス感染防止による活動制限の影響があった。特別支援学校では、ネットトラブルを児童生徒が経験していない、児童生徒の実態のため話し合い活動ができないなどが理由として挙げられる。
- ルールづくり活動により作成したルールの内容は、**小・中学校、高校で「ネットいじめ等はない」が最多**であった。この他、**小・中学校では「家庭で定期的に話し合う」こと、高校では「ながら使用はしない」こと**のルールも重視されている。

デジタルタトゥー

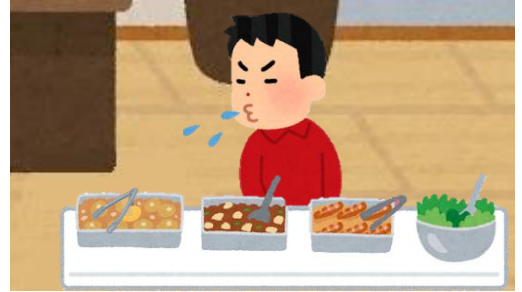
デジタルタトゥーという言葉を知っていますか？ インターネット上で一度拡散された情報は、後から削除するのが難しく、半永久的に残り続けてしまうため、入れ墨（タトゥー）に例えてデジタルタトゥーと呼ばれています。

こんな投稿がデジタルタトゥーに……

インターネット上で拡散され、デジタルタトゥーとなりやすい投稿としては、以下のような不適切な投稿があげられます。

不適切な投稿の例

- ・ 飲食店で料理や、客が共用する調味料などにいたずらをしているもの
- ・ 電車の線路内など、立ち入り禁止場所に入っているもの
- ・ 店の中や駅などの公共の場所で、ダンスをするなどの迷惑行為をしているもの
- ・ コンビニやスーパーで、購入前の商品を使用（飲食）しているもの



このような投稿をすると……



まとめサイト

【炎上動画】 ○○○（飲食店の名前） の迷惑行為の犯人を特定

名前：×× A男
年齢：16歳
学校：□□学校2年 ◇◇部
バイト先：■ ■×××店



氏名や学校名などの個人情報を特定され、問題の投稿と一緒に、インターネット上のさまざまなサイトに掲載されてしまいます。

一度情報が拡散されてしまうと、後から削除するのは難しく、インターネット上に残り続けることとなります。

不適切な投稿を
すると、最悪の場合逮捕されたり、対象の飲食店などから多額の損害賠償を請求されたりする可能性があります。



不適切な投稿と個人情報がデジタルタトゥーとなって残り続けると、進学や就職など、将来にまで悪影響が及んでしまいます。インターネット上で一度拡散された情報は後から削除することができない、ということ意識して、その投稿が二度と消せなくなっても大丈夫なものか確認してから投稿するようにしましょう。

「ネットリンチ」の実態

埼玉県教育委員会

インターネット上への投稿をきっかけに、投稿者の個人情報さらされたり、誹謗中傷が集まったりすることを「ネットリンチ」と言います。インターネット上への不適切な投稿が社会問題となっている一方で、その投稿者への「ネットリンチ」も深刻化しています。

「ネットリンチ」の主なきっかけは不適切な投稿

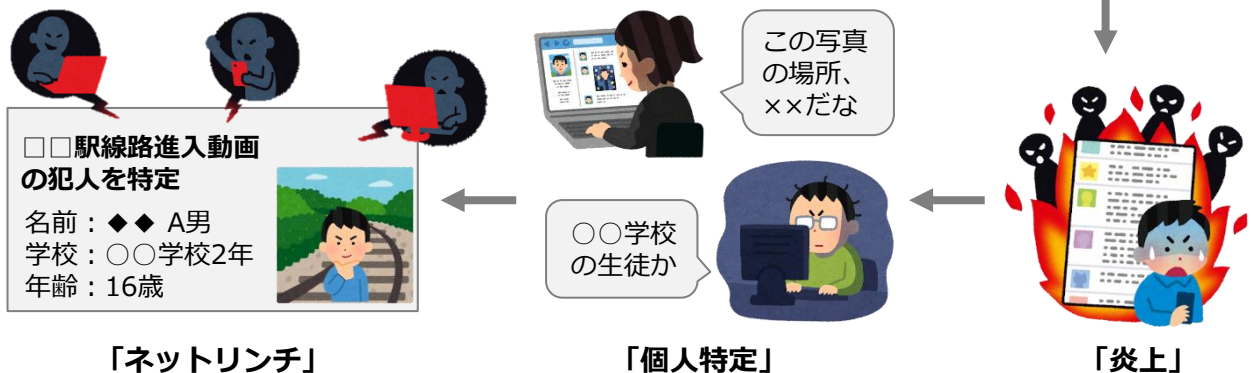
「ネットリンチ」の標的になりやすいのは、インターネット上で不適切な投稿をした投稿者です。

公共の場で迷惑行為やいたずら行為をしている様子などをインターネット上に投稿すると、批判的なコメントが集まり、投稿が拡散されます。これがいわゆる「炎上」という状態です。

投稿が「炎上」すると、投稿者の個人特定がはじまります。インターネット上には、不適切な行為をした人をこらしめようという正義感や自分が楽しむことを目的に、不適切な投稿をした投稿者の個人情報を探る人物がたくさんいます。そのような人物から個人情報を特定されると、問題の投稿と一緒に個人情報を拡散されたり、誹謗中傷を含む書き込みをされたり、ありもしないデマや噂を流されたりといった「ネットリンチ」が発生します。



「不適切な投稿」



重要!

- ◆「ネットリンチ」の標的になるのは、投稿者だけとは限りません。投稿者の家族の氏名や勤務地などの個人情報まで拡散されたというケースもあります。
- ◆不適切な投稿以外に、インターネット上でのささいな発言がきっかけとなって「ネットリンチ」の被害者になってしまうこともあります。
- ◆居住地や年齢などが一致したことなどから、まったく無関係の事件の加害者だと誤解され、「ネットリンチ」の標的になってしまったというケースも過去にあったので、インターネット上に個人に関する情報は載せないようにしましょう。



インターネットを使っていれば、誰でも「ネットリンチ」の標的になる可能性があります。インターネット上に不適切な投稿をしないことはもちろん、他の利用者を不快にするような発言は控えるように心がけましょう。

知っておきたい「肖像権」のこと

インターネット上には、日々さまざまな写真や動画が投稿されています。みなさんの中にもスマートフォンで写真・動画を撮影し、SNSなどに投稿することが日常的になっているという人がいるのではないのでしょうか。しかし、インターネット上に投稿される写真・動画には「肖像権」を侵害しているものも多く見られ、問題となっています。

「肖像権」とはどんな権利？

「肖像権」とは、許可なく自身の顔や体を撮影・公表されない権利のことで、誰もが持っている権利です。

無断で他人を撮影したり、他人が写った写真・動画をインターネット上に投稿したりすると、「肖像権」の侵害となる可能性があります。

「肖像権」の侵害は犯罪ではないので、警察に捕まることはありませんが、被写体となった人物から損害賠償を請求されることがあります。



「肖像権」を侵害している可能性がある、インターネット上の投稿の例

- ・友だちを撮影したもの



仲のいい相手だからといって、無断で撮影したり、撮影した写真・動画をインターネット上に投稿したりしていいわけではありません。

撮影されるのが苦手だという人もいれば、撮影は大丈夫だけど、写真や動画をインターネット上に載せられるのは嫌だ、という人もいます。

他人を撮影し、その写真・動画をインターネット上に投稿する場合は、必ず「撮影」と「掲載」両方の許可を相手から得なくてはなりません。

- ・外で撮影した際に、他者がはっきりと写り込んでしまったもの



他者が写り込んでしまった写真をインターネット上に投稿したいときは、スタンプやモザイクなどを使って個人が特定できないように加工する必要があります。



他人を撮影するとき、また撮影した写真・動画をインターネット上に投稿するときは、必ず相手の許可をとるようにしましょう。また、外で撮影する際は、写り込みに注意してください。